

論文の内容の要旨

著者： 柿原 豪

論文題目： 日本における外国につながる児童生徒の教育と社会的包摂に関する比較教育社会学的研究—日本とニュージーランドの比較にもとづく学校教育の制度イノベーション—

本論文は、初等・中等教育を中心とした学校教育を通じて「外国につながる児童生徒」の社会的包摂を進めるための新たな知見を提示するものである。そのために、本論文は日本およびニュージーランドの調査で得られたデータの二国間比較を試み、日本が参照すべきニュージーランドの知見を引き出し、社会的包摂につながる学校教育の制度イノベーションに向けた提言をまとめることを目的としている。

日本では、1970年代後半から「ニューカマー」と呼ばれる外国につながる人びとが来日するようになった。以来、日本で暮らす外国人は増加傾向にあり、今なお日本の多文化社会化は進んでいる。2019年12月の人口推計による総人口1億2615万人のうち、2019年12月の「在留外国人統計」による在留外国人は293万人にのぼり、総人口に占める外国人の割合は2.3%を超えた。さらに、外国にルーツをもつ人びとがいることも忘れてはならない。これらの人びとのなかには、事実上移民と呼べる人びとが多数含まれている。

日本で生活する外国人の増加は、外国につながる子どもの増加につながっており、その下で学校教育は、先行研究の指摘してきた不就学や適応、学力、進学、日本語指導など、いくつもの課題に直面している。こうした多文化社会化にともなう変容が生じているにもかかわらず、日本政府は移民政策を採用せず、建前として移民は存在しないとされてきた。そのため、学校における喫緊の課題である外国につながる児童生徒の教育に対し、文部科学省はこれまで総合的な指針にもとづく施策を講じてこなかった。マイノリティである外国につながる児童生徒とその家族の問題状況を改善しないことは、かれらをホスト社会から排除し、マジョリティである日本人との間に分断を生じさせる一因となりうる。このことから、本論文は社会的排除とそれが生み出す分断を乗り越え、すべての人が包摂される社会を実現するために必要な、日本の学校教育制度のあるべき姿の検討を試み、先行研究において明らかにされてこなかった事項をふまえた上で、次に示す三つの問いを序章において立てた。

- ①日本における外国人非集住地域における外国につながる児童生徒の日本語指導は、どのように行われ、そこでの課題はどのようなものであるか
- ②ニュージーランドにおける移民・難民出身生徒に対する英語教育は、どのように行われ、社会的包摂の役割を果たしているか
- ③ニュージーランドの事例から得られた知見をふまえて、日本ではいかなる制度的／

実践的解決が可能であるか

本論文における各章の議論を整理しておく。第1章は、先行する多文化社会の事例としてニュージーランドに着目し、同国における学校教育の実践に示唆を求めるために、研究方法としてベレディの二国間比較の方法をもとにした比較教育社会的アプローチを採用した。さらに社会的排除の対語であり、本論文の分析枠組である社会的包摂の概念が、視角としてどのような特長をもつものなのか、社会保障との比較から論じる。また、本論文がジンメルや西原の媒介者概念を手がかりに、日本とニュージーランドの学校において、外国につながる児童生徒の支援を通じて、かれらと教員・学校の間を橋渡ししている日本語指導員あるいはティーチャー・エイド(TA)に注目していくことについて述べる。

第2章は、先行研究が論じてきた日本における外国につながる児童生徒の諸課題を「制度的課題」と「実践的課題」にまとめ、日本では各自治体が具体的な施策を担うがゆえに、取り組みに差異・格差があることを確認した。また、先行研究において明確にされてこなかった外国人集住地域と外国人散在地域の中間に位置する藤沢市のような自治体について、本論文は一定の条件を示した上で、「外国人非集住地域」と定義した。日本では「外国人集住地域」よりも「外国人非集住地域」「外国人散在地域」である自治体が多く、また「外国人非集住地域」は、「外国人集住地域」と「外国人散在地域」の間に位置していることから両者の特徴をもつと考えられる。

第3章は、「外国人非集住地域」が日本の自治体の施策を検討する上で重要性をもつことから、藤沢市の多文化共生政策にもとづく日本語の支援のあり方を調査した。具体的には、第一に、藤沢市がどのように日本語教室を支援しているかを探った。第二に、民間団体が主催する日本語教室の活動の一部を提示した。第三に、藤沢市教育委員会が藤沢市立の小・中学校における日本語指導に果たしてきた役割について論じた。

第4章は、藤沢市の公立小・中学校における国際教室を調査し、実践の諸相を明らかにした。そこでは、「外国人非集住地域」である藤沢市における日本語指導の制度や物的・人的資源を十分に整備できていないという諸課題が見つかった。また、本章は日本語指導員の役割に着目し、かれらが外国につながる児童生徒やその家族と、教員や学校を含めたホスト社会を橋渡しする媒介者となっている可能性について考察を加える。以上、第3章・第4章を通じて、本論文の問い①が検討される。

第5章は、二国間比較の対象であるニュージーランドが、多文化主義的社会の形成過程で整備してきた学校教育制度を概観している。1986年の移民に対する国籍制限撤廃は、アジア系移民の増加につながった。社会変容に対して、ニュージーランドが移民・難民出身児童生徒の教育を含め、どのように学校教育を拡充してきたかを論じる。なお、ニュージーランドは1989年に始まった教育改革により、学校に権限委譲が進み、学校運営における学校理事会(Board of Trustees)の重要性が高まった。とはいえ、依然として教育省が基本的な学校教育制度の設計を行っていることに変わりはない。教育省は英語教育に関して、ELLP (English Language Learning Progressions)という指針を策定し、英語を母語としない児童生徒向けの英語である ESOL を充実させるべく資金面で学校

を支援してきた。公立学校はこの枠組のなかで移民・難民出身児童生徒への英語教育を行っている。

第6章は、ニュージーランドの公立中等学校において、英語を母語としない移民・難民出身児童生徒向けに実施されている ESOL を中心とした教育実践を調査した。本章は ESOL の概要を示した上で、オークランドの公立中等学校における調査結果を精査し、移民・難民出身生徒に対する英語教育の諸相を明らかにしている。本章では、TA が自身の言語、文化、経験を活用して生徒やその家庭と学校をつなぐ媒介者としての役割を果たしていることが検証され、また ESOL が移民・難民出身生徒の社会的包摂につながる実践であるということを示される。以上、第5章・第6章を通じて本論文の問い②が検討される。

第7章は、日本とニュージーランドの二国間比較から得られる知見について考察する。日本政府が自治体に丸投げしているに等しい日本語指導について、本章はあらたに社会的包摂を基本理念として、どのような学校教育の制度イノベーション可能であるかを検討し、提言としてまとめる。これにより本論文の問い③の答えが示される。

終章は、本論文における三つの問いに対する答えと得られた知見をまとめた後、本論文の限界と残された課題を整理している。